

議案第 26 号

美唄市学校給食運営委員会委員委嘱の件

美唄市学校給食センター設置条例施行規則（昭和 54 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条の規定により学校給食運営委員会委員を委嘱する。

令和 8 年 5 月 26 日提出

美唄市教育委員会  
教育長 石塚 信彦

（委嘱）

美唄市学校給食運営委員会 委員名簿

任期（令和 8 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日）

氏 名	職 業	推薦区分	所 属 団 体	備 考
檜 直 希	中央小学校長	小中学校長、 教頭及び教諭	美唄市校長会	新任
小野寺 英 樹	美唄中学校教頭		美唄市教頭会	新任
田 中 宜 史	公務員	P T A代表	美唄市 P T A 連合会	新任
塚 本 康 義	公務員		美唄市 P T A 連合会	新任
秋 野 信 子	医師	学識経験者	一般社団法人美唄市医師会	16 期目
宮 崎 絵美佳	栄養士		美唄管内栄養士会	8 期目

参考資料【関係条文抜粋】

美唄市学校給食センター設置条例施行規則

(委員の委嘱)

第3条 運営委員会の委員は、次の各号に掲げる者を教育委員会が委嘱する。

(1) 小中学校長、教頭及び教諭 2名

(2) P T A代表 2名

(3) 学識経験者 2名

(委員の任期)

第5条 運営委員会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。